会報

百万一心 毛利元就の郷

ほうじん高田白木

＝ 経営者のよきパートナー ＝

第58号
2020年 夏季号

12月3日 井原小学校

12月4日 三田小学校

租税教室の開催

1月28日 志屋小学校

2月13日 甲田中学校

【吉田税務署管内】

公益社団法人 高田白木法人会
ホームページ http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takatashiraki/

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高２億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

病気による身体障がい状態の例

例えば

- ●高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
  その後悪化し、慢性腎不全となり、
  永続的な人工透析療法を開始
- ●遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動
  不足などから、糖尿病を発症…
  その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、
  両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば

- ●納期に間に合わせるため徹夜が続き…
  作業中にプレス機に挟まれ
  両腕のひじから下を切断
- ●取引先へ向かっている途中に…
  交通事故で脊柱を損傷し
  寝たきりに

事故より怖い病気のリスク

病気による身体障がい者数の割合 **約52.5%** ＞ 事故・けがによる身体障がい者数の割合 **約12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合（「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く）
［出典］厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」（65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計）

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）］」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17（広島大同生命ビル4F）
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社
広島支店/
広島県広島市中区基町12-6（富士火災広島ビル7F）
TEL 082-535-6010

F-2019-1015（2019年8月27日）
19-073024 2021-8

ご あ い さ つ

新型コロナウイルス感染症の終息を願う中、暑中お見舞いを申し上げます。

公益社団法人 高田白木法人会

会長 仁 井 智

暑中お見舞い申し上げます。

平素は、法人会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、勢いを弱めることなく我々の生活の中に深刻な影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症の発生後、ほぼすべての行事が中止となりました。今年度の事業も先の見えない状況のなか、青年部会の「租税教室」・女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」が基礎となって、地域に根差した法人会活動を行なう事ができる事に感謝いたしております。これも偏に税務ご当局を始め、関係諸団体の深いご理解と格別なご協力の賜物と存じます。

また、５月には受託保険会社のアフラック様、７月にはＡＩＧ損害保険㈱様、大同生命保険㈱様におかれましては、単位会に消毒薬・フェイスシールド・非接触式電子温度計等の衛生物資のご手配をいただきまして誠にありがとうございました。早速、総会、租税教室等で活用させていただきました。

現在会員の皆様に直接会えない中で、役に立つ情報をどのような方法でいかに伝えていくか、すぐにでも考えていかなければならないと思います。

その為には全国法人会総連合や政府が公表する税制支援措置等を含めた緊急対策等に関する資料送付、ホームページの活用等による情報発信等、法人会として会員企業の皆さまに有益な情報の発信周知活動が、地道に繰り返し必要と考えられます。法人会は絶えず情報を収集し、地道な周知活動に努力して取り組んで行きたいと思います。

末筆となりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに皆様のご健勝にはくれぐれもお気をつけくださいますようお祈り申し上げます。

アフラック 様

ＡＩＧ損害保険㈱ 様

大同生命保険㈱ 様

目 次

会長ご挨拶／表紙紹介……３頁
着任のご挨拶……４頁
新任者紹介／国税庁からのお知らせ……５頁
税務署からのお知らせ……６頁
財務省・国税庁からのお知らせ……７～９頁
本会コーナー……10・11頁
青年部会コーナー……12頁
女性部会コーナー……13頁
新入会員紹介／事務局メモ／編集後記……14頁

表紙紹介 『 **租税教室の開催** 』

【租税教室とは】

法人会では、次世代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、各地の法人会で、法人会会員が小学校・中学校を訪問して「租税教室」を実施しています。

また、多彩な租税教育活動の展開や、様々なイベントを行って税知識の普及に努めています。

12頁の青年部会コーナーにて、各教室開催の詳細を記載しています。

税務署コーナー

着任のご挨拶

令和２年７月着任
吉田税務署長
田中（たなか）　薫（かおる）

（前任地）
広島国税局調査査察部　調査二部門統括官

この度の人事異動により、吉田税務署長を拝命いたしました田中でございます。

前任の山本同様、よろしくお願い申し上げます。

管内は豊かな自然と多くの史跡、神楽に代表される伝統文化が残り、広島の歴史のルーツであるこの地で勤務できることに大きな喜びを感じており、着任早々史跡を巡り「百万一心」「三矢の訓」に感銘を受けているところでございます。

さて、公益社団法人高田白木法人会の皆様方には、積極的な会活動を通じて税務行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。「租税教室への講師派遣」や「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育に対する熱心な取組や様々な税の啓発活動など、地域を担っていく子供たちや地域社会への貢献活動に深く敬意を表する次第でございます。

これはひとえに、仁井会長をはじめとした役員の方々を筆頭に会員の皆様方が一致団結して様々な活動に取り組まれた賜物であり、そのご尽力に対して心より感謝申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。吉田税務署でも以前に比べ職員数が減少し、少人数で「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を引き続き果たすため、ｅ-Ｔａｘを初めとしたＩＣＴを活用した利便性の高い申告・納付手段の利用拡大に取り組むとともに、「適正・公平な課税・徴収」に努めているところです。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症は経済環境や家庭生活にも大きな打撃を与えています。景気や事業活動などの回復に向けて様々な取り組みが行われているところですが、国税では納付が困難な事業者には納税の猶予など、申告・納付に関する制度がありますので、お問い合わせいただくか国税庁ホームページをご覧ください。

このような環境においても、税務行政を推進していくに当たりましては、私どもの良き理解者である法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠であると考えております。

引き続き法人会の皆様方との更なる信頼関係構築に向けて連携協調を図っていく所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人高田白木法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

新任者紹介

令和２年７月着任

吉田税務署　総務課長

柚澤（ゆざわ）　泰介（たいすけ）

（前任地）

広島国税局総務課　税務情報専門官

（ご挨拶）

この度の人事異動により、総務課長を拝命いたしました柚澤でございます。

公益社団法人高田白木法人会の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けられた方には、納税の猶予をはじめ期限の個別延長など柔軟な対応を行っております。ご不明な点がございましたら税務署までご相談ください。

国税に関する一般的なご相談は
電話相談センターへ

「電話相談センター」（国税局）では、国税に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。吉田税務署に電話をしていただき、自動音声案内に従って「**1 番**」を選択すると電話相談センターへつながります。引き続き音声案内に従って「相談内容の番号」を選択してください。

来署によるご相談は、事前予約をお願いします。

電話ではなく、税務署において書類の提示や具体的な説明等によるご質問やご相談の場合は、事前予約による相談日を設けています。**お電話等で事前に相談日時等を予約ください。**

※予約の際には、お名前（法人名）・ご連絡先・ご相談内容等をお伺いします。
※下記の相談日は令和２年 12 月までの日程です。令和３年１月以降も相談日を設けます。

所得税、消費税、法人税、源泉所得税、諸税の相談日

令和２年　８月 26 日（水）	令和２年 11 月　４日（水）
令和２年　９月　２日（水）	令和２年 11 月 18 日（水）
令和２年　９月 16 日（水）	令和２年 12 月　２日（水）
令和２年 10 月　７日（水）	令和２年 12 月 16 日（水）
令和２年 10 月 21 日（水）	

相続税、贈与税、譲渡所得の相談日

令和２年　８月 21 日（金）	令和２年 11 月 20 日（金）
令和２年　９月 18 日（金）	令和２年 12 月 18 日（金）
令和２年 10 月 16 日（金）	

事前予約は吉田税務署に電話していただき、自動音声案内に従って **2** を選択してください。

吉田税務署　（☎0826-42-0008）

財務省・国税庁　　**【特例制度版】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- 納付すべき国税の納期限から６か月以内に申請書の提出がある。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※　令和２年中における延滞税の利率　　申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし　　**１年間猶予**　　**無担保**

特例猶予の要件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０%以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

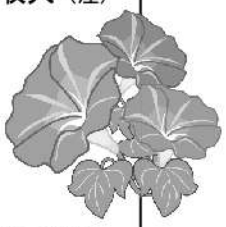

○　納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○　令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年６月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➢ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】８：30～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら

猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

➢ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
➢ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から６か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると・・・

○ 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
○ 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その１）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース１】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
【ケース２】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予　国税通則法第 46 条

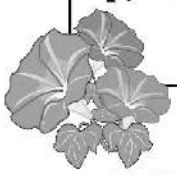

国税の猶予の詳細はこちら　国税猶予　検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載 ＋ **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

○ マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が１枚でできます。

○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類		身元確認書類
●通知カード※1 ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか１つ※2	＋	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート などのうちいずれか１つ

※１　「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※２　平成30年１月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和３年３月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』を活用して、自宅などから申告ができます。
（裏面参照）

○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的身分証明書として使用できます。

○ マイナポイントがもらえる

（令和２年９月～令和３年３月）

選択したキャッシュレス決済サービスで２万円のチャージまたは買い物をすると上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

スマホによる申請はこちらから！

国税庁　法人番号7000012050002

令和2年5月

公益社団法人 高田白木法人会

第８回 通常総会

令和２年６月10日（水） 安芸高田市商工会 ２階ホール

令和２年６月10日、安芸高田市商工会館において、第８回通常総会が開催されました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、総会のみ開催いたしました。定足数の確認、議長選出、議事録署名人選定、議事、報告事項、表彰及び記念品の贈呈が滞りなく行われました。

挨拶の仁井会長

(公財)全国法人会総連合会会長表彰

(公社)高田白木法人会永年勤続表彰

決議事項

第１号議案　令和元年度決算報告承認の件

第２号議案　理事補選(案)承認の件

役職	支部名	氏名	法人名
理事	向原	澁川　健	向原酒造㈱

(公社)高田白木法人会永年勤続表彰

報告事項 （理事会承認事項）

(1) 令和元年度 事業報告
(2) 令和２年度 事業計画
(3) 令和２年度 収支予算

受賞おめでとうございます。

(公財) 全国法人会総連合会長表彰

住吉峰男 殿　　広島ガス高田販売㈱

(一社)広島県法人会連合会会長表彰

該当者なし

(公社) 高田白木法人会会長表彰

≪ 永年勤続表彰 ≫

山口幹雄 殿　　㈱山口製作所
日南美鈴 殿　　㈱日南商事

≪ 福利厚生制度推進功労者表彰 ≫

上松利恵子 殿　　㈲タカタトラベルサービス
住吉久美子 殿　　㈱パルパ

≪ 会員増強推進功労者表彰 ≫

大前直行 殿（1社）　㈱大前醤油本店
田中房人 殿（1社）　㈲田中物産
竹廣昭智 殿（1社）　㈱竹廣ガラス
宮浦明久 殿（1社）　㈱広島銀行
篠原隆夫 殿（1社）　ＡＩＧ損害保険㈱

（敬称略）

～ 感謝状贈呈者 ～

退任理事

≪ 永年役員勤続表彰 ≫

望月弦二 殿　　㈱エキカ

（敬称略）

⇨ 9月から12月は会員増強月間

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です。

法人会に入会するとこんなメリットがあります。

- 正しい税知識や経営のノウハウを身につける為、色々な機会（研修会など）を設けています。
- 最新の税制や経営情報をホームページ、出版物などで提供しています。
- 税制のあり方や行政改革について、積極的な提言を行っています。
- 地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体になって展開しています。
- 企業防衛から経営者個人の備えまで充実した福利厚生制度を活用いただいています。
- 若手経営者等を対象とした青年部、女性経営者などによる女性部も活発な活動を行っています。

未加入法人紹介のお願い

公益社団法人高田白木法人会では、新規会員加入増募運動を実施しております。会員の皆様のお近くに未加入の事業所がありましたら事務局までご紹介下さい。

高田白木法人会事務局：TEL 0826-45-7061

組織委員長 住吉 峰男（広島ガス高田販売㈱:代表取締役）

税務研修会及び福利厚生研修会

令和２年２月７日
八千代サイクリングターミナル

《税務研修会》

○演 題
「消費税の仕入税額控除の要件が変わります！
（インボイス制度の概要）」
吉田税務署 統括国税調査官 柴田 一史 氏

《福利厚生研修会》

○講師：大同生命保険株式会社 様
○講師：ＡＩＧ損害保険株式会社 様
○講師：アフラック 様

第１部「税務研修会」会場の様子

大同生命保険株式会社 様　AIG損害保険株式会社 様　アフラック 様

第２部「福利厚生制度について」会場の様子

第１部の「税務研修会」では、吉田税務署統括国税調査官　柴田一史氏より「消費税の仕入税額控除の要件が変わります！（インボイス制度の概要）」と題し講演をいただきました。

第２部の「福利厚生研修会」では、各保険会社から保険の推進状況や新製品の説明を詳しく受け、次代に対応する商品の福利厚生研修会となりました。
皆さん、会社経営にプラスになるようにと熱心に説明に、聞き入っておられました。

令和２年１月23日 新設法人説明会を開催いたしました。

令和２年１月23日(木)、14時より高田白木法人会では、吉田税務署にて新設法人説明会を開催いたしました。
講師は、税務署専門官をお迎えし、対象新設法人60社、参加者５社６名で、法人税・消費税・源泉所得税等の説明を受けました。

令和２年３月11日 第３回 理事会（書面審議）

令和２年３月11日(水)、令和元年度 第３回理事会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面審議での開催となりました。

提案事項
第１号議案
　報告事項ついて
第２号議案
　令和２年度事業計画(案)について
第３号議案
　令和２年度収支予算(案)について
第４号議案
　各諸規定変更(案)について
第５号議案
　理事補選(案)について
第６号議案
　第８回通常総会日程(案)について
第７号議案
　令和２年度 第１回理事会日程(案)について

理事全員、提案事項について同意書をいただきました。
また監事より提案事項について異議なしの確認書を提出していただいております。

令和２年５月12日 第１回 理事会（書面審議）

令和２年５月12日(火)、令和２年度 第１回理事会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面審議での開催となりました。

提案事項
第１号議案
　報告事項ついて
第２号議案
　第８回 通常総会開催の件
第３号議案
　令和元年度 事業報告承認の件
第４号議案
　令和元年度 決算報告承認の件
第５号議案
　理事補選(案)の件
第6号議案
　理事会開催予定日(案)の件

理事全員、提案事項について同意書をいただきました。
また監事より提案事項について異議なしの確認書を提出していただいております。

青年部会コーナー

青年部会 部会長
金川 佳寛 氏

第８回 収支報告会の開催

日　時　令和２年６月10日(水)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面での報告会となりました。

(1)令和元年度 事業報告・収支決算報告及び監査報告の件
(2)令和２年度 事業計画(案)及び、収支予算書(案)の承認の件

平素は、青年部会に御支援、御協力賜りまして、大変感謝しております。 新型コロナウイルス感染症の影響で、会員の皆様も大変な日々を送られた事と思います。

この状況の中でも青年部の主力事業である租税教室ですが、令和２年度も租税教室の前半戦を早くも終え、後半戦を残すのみとなっております。本年度も既に新しい講師の方に出前授業を行って頂く事が出来ました。これも偏に、会員皆様方の租税教育活動に対する高い意識と、児童、生徒達にしっかりと学んで頂きたいと思うその気持ちが、現在の私達の租税教育活動を支え、また、進化させているものと感じております。

本年度も、青年部会の租税教育活動を中心とした活動を通じまして、しっかりと税について興味を持って頂き、税について学ぶと言う基本に則った上で、楽しい授業を提供して行きたいと考えております。最後に、会員皆様の社業の御繁栄と多大なるお心遣いに対し深謝申し上げます。　　青年部会部会長　金川 佳寛

租税教室の開催

開催日		学校名	人員	講師	アシスタント	アシスタント	アシスタント
令和元年	12月３日(火)	井原小学校	10名	熊高 洋一			
	12月４日(水)	三田小学校	22名	兼光 茂洋			
令和２年	１月14日(火)	高南小学校	22名	熊高 洋一			
	１月28日(火)	志屋小学校	5名	兼光 茂洋	森末　修		
	２月13日(木)	甲田中学校	40名	武田　薫	森末　修	兼光 茂洋	小田 佳弘

開催日		学校名	人員	講師	アシスタント	アシスタント
令和２年	６月18日(木)	愛郷小学校	31名	幸川　理	澁川　健	
	６月26日(金)	八千代小学校	20名	兼光 茂洋	小田 佳弘	
	６月29日(月)	吉田小学校	26名	小田 佳弘	澁川　健	
			27名	小田 佳弘	澁川　健	
	７月１日(水)	三田小学校	17名	熊高 洋一	兼光 茂洋	
	７月２日(木)	向原小学校	19名	中浦 正雄	兼光 茂洋	
	７月３日(金)	甲田小学校	22名	金川 佳寛	猪掛 真詩	
			23名	金川 佳寛	猪掛 真詩	
	７月７日(火)	美土里小学校	20名	小田 佳弘	金川 佳寛	熊高 順八
	７月８日(水)	川根小学校	7名	熊高 順八	本多 正樹	
	７月28日(火)	高宮小学校	27名	熊高 洋一	田中　純	
	７月29日(水)	八千代中学校	19名	竹廣 昭智	金川 佳寛	

女性部会コーナー

第８回 収支報告会の開催

日　時　令和２年４月19日(日)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面での報告会となりました。
(1)令和元年度 事業報告・収支決算報告及び監査報告の件
(2)令和２年度 事業計画(案)及び、収支予算書(案)の承認の件

女性部会 部会長
日南 美鈴 氏

平素は、女性部会に御支援、御協力賜りまして、大変感謝しております。 新型コロナウイルス感染症の影響で、会員の皆様も大変な日々を送られた事と思います。

今般の諸情勢を考慮した結果、第８回収支報告会は書面での開催をとりました。税に関する絵はがきは、小学校８校、203点の応募があり、11月に表彰式を執り行いました。引き続き今年度も税の啓発活動に努めて参ります。

さて、今年４月会員の皆様が楽しみにしておられました周年行事研修旅行は、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりましたが、なんとか今年度中に周年行事が実施できるように協議を重ねて参りたいと思っております。決定致しましたら会員の皆様、多数御参加下さいますようお願い致します。　　女性部会部会長　日南 美鈴

税に関する絵はがきコンクールの説明

6月18日　愛郷小学校
説 明：上松 利恵子

6月26日　八千代小学校
説 明：日南 美鈴

6月29日　吉田小学校（２組）
説 明：新宅 スミ子

6月29日　吉田小学校（１組）
説 明：新宅 スミ子

7月1日　三田小学校
説 明：世羅 乃理代

7月2日　向原小学校
説 明：世羅 乃理代

7月3日　甲田小学校(１組)
説 明：大前 貴美子

7月3日　甲田小学校(２組)
説 明：大前 貴美子

7月7日　美土里小学校
説　明：日南 美鈴

7月8日　川根小学校
説 明：女鳥 マス子

7月28日　高宮小学校
説 明：日南 美鈴

ようこそ高田白木法人会へ

ご入会ありがとうございます。（入会法人のご紹介　令和２年１月～７月入会）

マイナンバー 法　人　名	代 表 者	住　　所	業　種	支部名
9290001003205 株式会社 KRC広島北支社	佐々木 道宏	安佐北区安佐町飯室1665-3松本ビル201	総合保険代理店	白 木
3240001055801 株式会社 伸友工業	髙橋 靖明	安佐北区白木町大字三田5738番地	空調設備	白 木
2240003004583 合同会社 Outdoor Fun	須安 道秀	安芸高田市美土里町横田12244番地	キャンプ場経営	吉 田

事務局メモ（令和２年１月から７月事業報告）

本　　会

１月
- 22日 第6回正副会長会･青年部会長･女性部会長･支部長 会議
- 23日 新設法人説明会

２月
- 7日 税務研修会
- 7日 福利厚生研修会
- 7日 新春交流会
- 28日 第1回総務委員会
- 28日 第7回正副会長会･青年部会長･女性部会長･支部長 会議

３月
- 11日 第3回理事会(書面審議)

４月
- 22日 第1回正副会長会･青年部会長･女性部会長･支部長 会議
- 24日 会計監査

５月
- 12日 第1回理事会(書面審議)
- 18日 第1回税制委員会
- 22日 租推協：第26回定期総会(書面審議)

６月
- 10日 第8回通常総会
- 16日 第1回広報委員会
- 16日 第2回正副会長会･青年部会長･女性部会長･支部長 会議

青年・女性部会・支部

１月
- 14日 青年部会租税教室(広島市立高南)
- 28日 青年部会租税教室(広島市立志屋)

２月
- 13日 青年部会租税教室(甲田中学校)

３月
- 11日 女性部会 第2回役員会

４月
- 9日 女性部会 会計監査
- 15日 青年部会 会計監査
- 19日 女性部会 第8回収支報告会(書面審議)

５月
- 12日 青年部会 第1回理事会(書面審議)

６月
- 10日 青年部会 第8回収支報告会(書面審議)
- 18日 青年部会 租税教室(愛郷)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 26日 青年部会 租税教室(八千代)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 29日 青年部会 租税教室(吉田:２クラス)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明

７月
- 1日 青年部会租税教室(広島市立三田)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 2日 青年部会 租税教室(向原)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 3日 青年部会 租税教室(甲田:２クラス)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 7日 青年部会 租税教室(美土里)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 8日 青年部会 租税教室(川根)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 28日 青年部会 租税教室(高宮)
  女性部会 税に関する絵ハガキ説明
- 29日 青年部会 租税教室(八千代中学校)

全法連・県法連

１月
- 26日 税に関する絵はがきコンクール表彰式

２月
- 3日 『広島県青年の集い』第6回実行委員会
- 4日 全法連：事業研修委員会
- 6日 県法連：第2回厚生委員会
- 12日 県法連：第2回研修委員会
- 25日 県法連：第2回組織委員会
- 27日 県法連：第2回広報委員会

３月
- 4日 事務局セミナー(開催中止)
- 5日 県法連：第2回総務委員会(開催中止)
- 24日 女連協：第2回理事会(開催中止)

５月
- 19日 県法連：第1回理事会及び福利厚生制度推進連絡協議会(書面審議)

６月
- 11日 県法連：第1回税制委員会(開催中止)
- 18日 県法連：第8回通常総会(書面審議)
- 22日 女連協：第1回理事会(開催中止)

７月
- 7日 全法連:第1回事業研修委員会(開催中止)
- 20日 県法連：第1回総務委員会(開催中止)
- 22日 県法連：第1回研修委員会
- 27日 県法連：第1回広報委員会

編 集 後 記

窓の外は雨。今も又、激しく降ってきた。九州は水害で大変な被害。被災している人びと、企業の方がたを心配する。

コロナウイルスで売上げ、収入がこれまで経験したことのない急激な減少。今年の始め、完全封閉された中国武漢のビル群がニュースされた。車も人もいない不気味な空間。ポランスキー監督の名作〝戦場のピアニスト〟のワンシーン、戦車と空爆で破壊された誰もいない街が脳裡をかすめる。これは映画ではない、現実だと恐怖を感じつつも、人ごとのようにテレビを眺めていた。

２ヶ月後、この日本で東京の丸の内のビル街に武漢と同じ風景が映し出されていた。ロックダウンと自粛。強制力は違うが、またたく間に世界の都市が同じ映像を目にする。

第二波、三波が津波のごとく押し寄せてくると警戒されている。映画評論家の淀川長治さんの〝怖いですね、こわいですネ〟がふと浮かぶ。

もうここはおまじないにたよるしかない。

〝痛いの痛いの飛んでいけ～〟と幼い頃母がそして若き頃妻が子供にやさしく言っていた。同じように〝コロコロコロナ止(と)んでいけ～〟とおまじないをかけます。可笑しいが本当にききます……？笑わないでネ。　　広報委員 S・K

広報委員会

委員長	水野	正文	㈲水野米穀店	委　員	兼光	茂彦	㈲兼光
副委員長	日南	美鈴	日南商事㈱	委　員	山中	浩二	西国バス㈲
委　員	竹廣	昭智	㈱竹廣ガラス	委　員	中岡	良次	㈱中岡総合電設
委　員	熊高	一雄	㈱熊高組	委　員	金川	佳寛	㈲金川モータース

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

がんを含む病気やケガの備えに

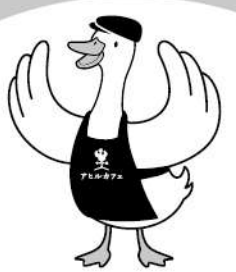

ライフステージの変化に
ちゃんと応える医療保険EVER

健康な人も、病気になった人も、ライフステージの変化に合わせて保障を変えられる医療保険

■通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
〈入院一時金特約〉を付加した場合 保険期間:終身

入院		5日未満の場合 一律5日分	2.5万円
		5日以上の場合 1日につき	5,000円
	プラス 入院一時金特約 入院一時金	1回の入院につき 特約給付金額5万円の場合	5万円
手術	重大手術	がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など所定の手術 1回につき	20万円
	手術	入院中の手術(重大手術を除く) 1回につき	5万円
		外来による手術(重大手術を除く) 1回につき	2.5万円
放射線治療		1回につき	5万円
入院前後の通院		1日につき	5,000円

保険期間:終身

月払保険料例 集団扱
通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 〈入院一時金特約〉特約給付金額5万円
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス
就労所得保障一時金特約 / 精神疾患保障一時金特約 / 介護一時金特約 / 認知症介護一時金特約

心配な「がん」の備えに NEW

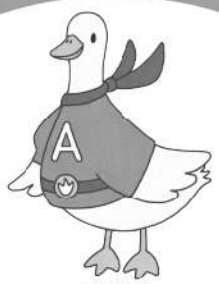

\NEW/
アフラックの 生きるためのがん保険 ALL-in

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 特約給付金額10万円の場合	10万円(通算600万円まで)
	先進医療⚠	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (がん先進医療一時金 上記に加えて、1年間に1回を限度 15万円)	
治療関連費に備える	診断	一時金として	がん 50万円 / 上皮内新生物 5万円
	特定診断⚠	一時金として	がん 50万円
	複数回診断	1回につき	がん 50万円 / 上皮内新生物 5万円
	入院	1日につき	5,000円
	通院	1日につき	5,000円

治療費に備える:10年更新
治療関連費に備える:終身

特定保険料払込免除⚠ 入院や通院が所定の条件に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

⚠上皮内新生物は保障の対象外
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱
解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)
特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス
外見ケア特約⚠

●「ちゃんと応える医療保険EVER」は、将来特約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申込みまたは保障を見直すときの健康状態などによってはお引受けできない場合があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社
「生きる」を創る。
Aflac アフラック
広島総合支社 〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5階
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ! アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P19430 AFツール-2020-0085-2007001 2月7日

租税教室の開催

1月14日 高南小学校

6月18日 愛郷小学校

6月26日 八千代小学校

6月29日 吉田小学校

6月29日 吉田小学校

7月1日 三田小学校

7月2日 向原小学校

7月3日 甲田小学校

7月3日 甲田小学校

7月7日 美土里小学校

7月8日 川根小学校

7月28日 高宮小学校

7月29日 八千代中学校

会　報　ほうじん高田白木
発　行　令和２年８月
発行所　公益社団法人 高田白木法人会
発行人　仁井　智
編　集　広報委員会
〒739-1101 安芸高田市甲田町高田原2500（安芸高田市役所甲田支所２階）
tel:0826-45-7061　fax:0826-45-7062